

府立高等学校の教育課程のあり方
について（中間まとめ）

平成 3 年 3 月 2 7 日

大阪府学校教育審議会

平成3年3月27日

大阪府教育委員会

委員長 若槻哲雄 殿

大阪府学校教育審議会長
同 高等学校教育課程分科会長

金子 照基

府立高等学校の教育課程のあり方について
(中間まとめ)

本審議会は、大阪府教育委員会から諮問された「府立高等学校の教育課程のあり方について」、平成元年8月以来、高等学校教育課程分科会において慎重に審議をしておりますが、これまでの審議の内容について次のように一応のとりまとめを行いましたので報告します。

平成元年3月に高等学校学習指導要領が改訂され、すでに、平成2年度から、一部、その移行措置が講じられているが、本審議会は、平成元年8月に大阪府教育委員会から「府立高等学校の教育課程のあり方について」諮問を受け、本分科会において、本府の実情に即した教育課程のあり方について慎重に審議を行ってきた。

これまでは、主として、基本的な諸問題を中心に討議を進めてきたが、今後は、さらにこれらの諸問題について審議を深めるとともに、各教科・科目等に関する具体的な事項等未検討の問題について審議を進め、平成3年末を目途に答申する予定である。

これまでに審議した内容についての一応のまとめは以下のとおりである。

I 審議に当たっての基本的な考え方

1 一般的事項

各学校の教育課程は、各学校が生徒の実態に応じて主体的に編成・実施するものであるが、その際、国の基準である高等学校学習指導要領に基づいて行われなければならない。

しかしながら、学習指導要領は大綱的な基準を示すものとなっている上に、特に、新高等学校学習指導要領（以下「新指導要領」という。）では、前回の改訂にも増して多様化・

弾力化が図られていることから、各学校が、その趣旨を十分生かし、教育課程を適正かつ円滑に実施するためには、大阪府教育委員会は、本府の実情に即した基準を設ける必要がある。

その際、次の事項を基本的な観点とする必要があると考える。

- ① 生涯学習の基礎を培うという観点から、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図ることができるよう配慮すること。
- ② 教育活動を進めるに当たっては、高等学校としての教育水準の維持・向上を保ちつつ、生徒に、国民として必要な基礎的・基本的な内容の指導が徹底するよう配慮すること。
- ③ 生徒がますます多様化している状況にかんがみ、「新指導要領」においては、生徒一人一人の個性を生かす教育の充実に努めることを強調している。このため、従前にも増して学校の主体性が生かされるよう多様化・弾力化が図られているので、この趣旨を踏まえ、各学校が特色ある学校づくりを推進することができるよう配慮すること。
- ④ 学校教育全体を通じて、生徒の心身の発達段階に応じ、人間としての調和のとれた教育を目指すとともに、人間としての在り方生き方に関する教育及び人権尊重の教育が推

進されるよう配慮すること。

- ⑤ 「新指導要領」において、設置者が定めることとされている各教科や科目の設置等については、本府の実態に即して適切に定めること。

2 個性を生かす教育の充実

今回の改訂においては、従前、ともすれば画一的になりがちであった学校教育のあり方を改め、生徒の能力・適性、意欲・関心や進路の多様化に対応して、できるだけ多様な教科・科目を設置し、教育課程の編成に当たっては、生徒自らがその個性に応じて自由に選択履修できるよう配慮を求めている。したがって、各学校においては、生徒や地域の実態を踏まえ、次の事項にも留意しながら、特色ある教育課程の編成に努める必要がある。

- ① 生徒の個性を伸長させる教育を行うため、それぞれの特性、進路等に応じて、生徒が、可能な限り自由に選択履修できるような教育課程を編成すること。
- ② 各教科・科目の指導に当たっては、選択科目を増やすことはもとより、同一科目の履修についても、生徒の多様な実態に応じて、可變的に授業を展開することができるよう創意工夫に努めること。

③ 生徒の興味・関心等に応じて、学習内容に習熟させるため、コンピュータ、LH装置、視聴覚機器等の教育機器の有効かつ積極的な活用を図ること。

また、このような教育課程の実施に当たっては、教員は、専門教科についての指導のあり方を工夫するとともに、時代の変化に対応して、幅広い学習指導を行うことができるよう研鑽に努める必要がある。

3 国際理解教育及び情報化対応教育の推進

今回の改訂においては、社会の急激な進展に対応して、次代に生きる人間の育成を目指した教育を推進することが大きな柱となっている。

そのため、教育活動を進めるに当たっては、次の事項に配慮しなければならない。

① 国際社会に主体的に生きる日本人としての基礎的素養を身に付けさせるという観点が重視されているので、各学校においては、この趣旨を十分に生かした指導に努めること。

② 情報化社会に主体的に対応できる人間を育成するため、情報活用能力の涵養を図るとともに、コンピュータを活用した教育を効果的に行うこと。

したがって、各教科・科目等の改善に当たっては、国際化

や情報化に対応した教育を推進するための指導内容・指導方法について具体的に研究を進める必要がある。

Ⅱ 具体的事項に関する審議の概要

1 教育課程実施上の基本的事項

(1) 週当たりの授業時数について

「新指導要領」第1章第4款2は、「全日制の課程における週当たりの授業時数は、32単位時間を標準とする。」と定めている。

しかし、生徒が多様化している本府の状況からすれば、全府立高校が同一の授業時数を設定するのではなく、地域や学校の実態に応じて、さらに、学科、学年、類型等に応じて、各学校が、適切な教育を行うにふさわしい週当たりの時間数を定めることが望ましい。

この場合、教育水準の維持・向上を図るという観点から、各教科・科目、ホームルーム活動及びクラブ活動を合わせて、32単位時間を下らないようにすることが適切である。

(2) 年間授業日数及び各教科・科目等の1単位当たりの授業時数について

「新指導要領」第1章第4款1は、「全日制の課程にお

ける各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とする。」と定めている。また、同第1章第4款4は、「各教科・科目の授業時数は、1単位について35単位時間に相当する時間を標準とする。」と定めており、教育計画の作成に当たっては、この趣旨を踏まえ、各教科・科目等に充てる授業日数は年間210日を下らないよう配慮するとともに、定められた授業時数の確保に努めることが大切である。

(3) 単位制の趣旨を踏まえた履修形態について

高等学校においては、いうまでもなく、学年制と単位制が併用されており、従来、それぞれの長所を生かした教育課程の実施が要請されているが、特に、今回の改訂においては、教科・科目の履修、単位の修得の認定及び各学年の課程の修了の認定などについて、単位制の長所を大幅に生かせるよう弾力化が図られているので、今後、高校教育の活性化を図るという観点から、単位制の長所を生かした教育課程を積極的に実施する必要がある。そのためには、学校の実態に応じて、例えば、二学期制を取り入れることができるようにするなど、その履修形態についても研究を深める必要があろう。

2 卒業の認定及び各学年の課程の修了の認定

「新指導要領」では、卒業までに修得させる単位数については、現行の学習指導要領の規定と同様、80単位以上と定めている。この規定は、各学校で卒業に必要な修得単位数を定めるに当たって80単位を下ってはならないという、いわば最低必要条件を定めたものである。また、各学年の課程の修了の認定については、生徒一人一人の個人差に応じ、その個性の伸長を図る観点から、一層の弾力化が図られている。

各学校においては、これらのことを踏まえ、卒業の認定及び各学年の課程の修了の認定については、それぞれの生徒の実態に即して、負担過重を招くことのないよう、一層弾力的に行う必要がある。

3 各教科・科目等

(1) 「家庭」について

今回の改訂においては、従前、「家庭」については、女子のみの必修としていたものを改め、新たに「家庭一般」、「生活技術」、「生活一般」を設けて、すべての生徒にこれら3科目のうち1科目4単位を選択履修させることとなった。

これは、男女平等の社会の実現のため、家庭を取り巻く

社会や環境の変化等に応じ、男女が協力して家庭生活を築いていくことや生活に必要な知識と技術を習得させることなどの観点から、男女同一の教育課程を制度化したものである。

この改訂の趣旨を生かすためには、教育委員会と各学校が協力して、その指導内容・指導方法等について、早急に研究を深める必要がある。

なお、「生活一般」の履修については、「新指導要領」附則第2項に暫定的・例外的措置が定められているが、これは、施設・設備の整備や担当教員の確保等について、特に困難な状況がある場合の例外的措置であることに留意しなければならない。

(2) 「特別活動」について

「特別活動」については、特に、ホームルーム活動を中心として、人間としての在り方生き方に関する指導の充実を図る必要がある。その際、個人及び社会の一員としての在り方生き方や進路の選択・決定に関する内容が重点的に取り扱われるよう配慮されなければならない。

この指導に関しては、研究委員会等を設置し、改訂の趣旨にそって、地域や学校の実情に即した指導内容を研究し、

その指導の充実を期する必要がある。

なお、クラブ活動については、各学校がその実態に応じて、学校の教育活動全体のバランスを考慮し、その活動内容について創意工夫に努める必要がある。

4 定時制及び通信制の課程における教育

定時制及び通信制の課程における今後の教育のあり方については、昭和60年11月25日に、本審議会が答申した「今後の府立高等学校定時制の課程及び通信制の課程のあり方について」において、現状の問題点について種々の指摘がなされているが、その後、修業年限の弾力化や単位制にかかわる法改正があったこともあるので、本審議会としては、このことを踏まえ、定時制及び通信制の課程の活性化を図る観点から、その教育課程のあり方について、抜本的な検討を行う必要がある。

5 新教育課程の実施に伴う教育諸条件の整備

「新指導要領」に基づく教育課程は、平成6年度から学年進行で実施される。

新教育課程の実施に当たっては、「新指導要領」の趣旨が十分に生かせるよう、各学校においては、教職員の共通理解

を図るとともに、教員一人一人が研鑽を積む必要があることはいうまでもないが、それと同時に、教育委員会としても教育諸条件の一層の整備を図る必要がある。

現在までの審議で教育行政に対して提起された諸問題は次のとおりである。

- ① 生徒が主体的に選択履修することができるためには、多様な教科・科目を設けるとともに、教科によっては授業を少人数編成で行うことが要請されるので、これに伴う教員の確保や余裕教室の整備等について配慮する必要がある。
- ② 「家庭」の男女必修に伴う教員の確保と、必要となる施設・設備の整備を計画的に行う必要がある。
- ③ 今回の改訂において、新たに加えられた教育内容については、研究委員会等を設置して、具体的な研究を急ぐとともに、教員の研修を拡充し、その資質の向上を図る必要がある。
- ④ 今回の改訂においては、国際理解教育や情報化対応教育を積極的に推進することが要請されている。

国際理解教育を推進するためには、英語指導助手の配置など、現在、教育委員会が進めている種々の施策の遂行を急ぐとともに、教員の海外派遣事業を拡充するなど、その資質の向上に努める必要がある。

また、情報化対応教育の推進についても、教育機器の整備や教員の資質の向上に努めるとともに、とりわけ、教育機器の効率的な活用を図るため、ソフトを中心とした教材の開発を急ぐ必要がある。

- ⑤ 時代の変化に対応した職業科教育を推進するため、教員の企業派遣研修や外部講師招聘事業の一層の拡充に努める必要がある。